

事 務 連 絡
令和 8 年 4 月 1 日

都道府県
各 指定都市 障害福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

「「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」の一部改正について」
の正誤及び令和 8 年度における障害福祉サービス等事業者経営情報（令和 7
年度決算情報）の報告時期について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

標記の件については、「「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」の一部
改正について」（令和 7 年 9 月 1 日障障発 0901 第 1 号）を別紙 1 のとおり訂正すること
としますので、御了知の上、管内施設・事業所等に対し、その周知徹底を図っていただく
等、特段の御配慮をお願いします。

また、障害福祉サービス等事業者経営情報の報告期限について、令和 7 年度（令和 6 年
度決算情報）においては、経過措置として、一律令和 8 年 3 月 31 日までとしておりました
が、令和 8 年度以降については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律施行規則（平成 18 年厚生労働令第 19 号）第 65 条の 9 の 7 及び児童福祉法施行
規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 36 条の 30 の 3 の規定に基づき、障害福祉サービ
ス等事業者の毎会計年度終了後、3 月以内に行うものとしておりますので、期限内に確実な
報告をいただくよう、周知をお願いします。

なお、「障害福祉サービス等情報公表制度における令和 7 年度中に報告すべき経営情報の
対象について（周知）」（令和 7 年 12 月 25 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害
福祉課事務連絡）において周知のとおり、令和 8 年度にご報告いただく障害福祉サービ
ス等事業者経営情報（令和 7 年度決算情報）について、令和 7 年 12 月から令和 8 年 2 月に決算
月を迎える障害福祉サービス等事業所におかれましては、令和 8 年度に限り、令和 8 年 4 月
1 日より 3 月以内に報告いただくこととしております。令和 8 年度における報告時期の詳
細は別紙 2 のとおりになりますので、あわせて再周知をお願いします。

○ 「「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」（平成 30 年 4 月 23 日障障発第 0423 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の一部改正について」の訂正について

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前																												
1	別紙 3	別添3 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="309 510 698 539">障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則</th><th data-bbox="707 510 1097 539">障害福祉課長通知</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="309 539 698 568">第六十五条の九の八</td><td data-bbox="707 539 1097 568">経営情報</td></tr> <tr> <td data-bbox="309 568 698 596">第三項 毎会計年度が終了したとき 次に掲げる事項に関するもの(次条において「経営情報」という。)</td><td data-bbox="707 568 1097 596">8. 経営情報</td></tr> <tr> <td data-bbox="309 596 698 764">イ 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報</td><td data-bbox="707 596 1097 764"> 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報 ・法人番号 ・会計年度 ・決算月 ・会計期間 ・法人等の採用している会計基準 ・消費税の経理方式 ・サービスの種類 </td></tr> <tr> <td data-bbox="309 764 698 1185">ロ 事業所又は施設の収益及び費用の内容</td><td data-bbox="707 764 1097 1185"> 事業所又は施設の収益及び費用の内容 ・会計の区分状況 ・会計期間 ・障害福祉サービス等事業収益 ・障害福祉サービス等事業費用 ・事業外収益 ・事業外費用 ・特別収益 ・特別費用 ・法人税、住民税及び事業税負担額 ・複数の障害福祉サービス事業の有無 ・障害福祉サービス等事業以外の事業の有無(医療、介護、その他) ・医療における事業収入 ・医療における臨床入院患者数 ・医療における外来患者数 ・介護サービスにおける事業収益 ・介護サービスにおける臨床利用患者数 ・就労支援事業・授産事業収益 ・措置費収益 ・その他の事業における収益 </td></tr> <tr> <td data-bbox="309 1185 698 1331">ハ 事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項</td><td data-bbox="707 1185 1097 1331"> 職種別の職員数・職員給与の状況 ・入力単位 ・常勤・非常勤ごとの把握状況 ・職種別の常勤職員の数 【削除】 ・職種別の非常勤職員の数 【削除】 </td></tr> <tr> <td data-bbox="309 1331 698 1359">ニ その他必要な事項</td><td data-bbox="707 1331 1097 1359"></td></tr> </tbody> </table>	障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知	第六十五条の九の八	経営情報	第三項 毎会計年度が終了したとき 次に掲げる事項に関するもの(次条において「経営情報」という。)	8. 経営情報	イ 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報	事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報 ・法人番号 ・会計年度 ・決算月 ・会計期間 ・法人等の採用している会計基準 ・消費税の経理方式 ・サービスの種類	ロ 事業所又は施設の収益及び費用の内容	事業所又は施設の収益及び費用の内容 ・会計の区分状況 ・会計期間 ・障害福祉サービス等事業収益 ・障害福祉サービス等事業費用 ・事業外収益 ・事業外費用 ・特別収益 ・特別費用 ・法人税、住民税及び事業税負担額 ・複数の障害福祉サービス事業の有無 ・障害福祉サービス等事業以外の事業の有無(医療、介護、その他) ・医療における事業収入 ・医療における臨床入院患者数 ・医療における外来患者数 ・介護サービスにおける事業収益 ・介護サービスにおける臨床利用患者数 ・就労支援事業・授産事業収益 ・措置費収益 ・その他の事業における収益	ハ 事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項	職種別の職員数・職員給与の状況 ・入力単位 ・常勤・非常勤ごとの把握状況 ・職種別の常勤職員の数 【削除】 ・職種別の非常勤職員の数 【削除】	ニ その他必要な事項		別添3 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1198 518 1576 549">障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則</th><th data-bbox="1583 518 1971 549">障害福祉課長通知</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1198 549 1576 577">第六十五条の九の八</td><td data-bbox="1583 549 1971 577">経営情報</td></tr> <tr> <td data-bbox="1198 577 1576 606">第三項 毎会計年度が終了したとき 次に掲げる事項に関するもの(次条において「経営情報」という。)</td><td data-bbox="1583 577 1971 606">8. 経営情報</td></tr> <tr> <td data-bbox="1198 606 1576 772">イ 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報</td><td data-bbox="1583 606 1971 772"> 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報 ・法人番号 ・会計年度 ・決算月 ・会計期間 ・法人等の採用している会計基準 ・消費税の経理方式 ・サービスの種類 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1198 772 1576 1184">ロ 事業所又は施設の収益及び費用の内容</td><td data-bbox="1583 772 1971 1184"> 事業所又は施設の収益及び費用の内容 ・会計の区分状況 ・会計期間 ・障害福祉サービス等事業収益 ・障害福祉サービス等事業費用 ・事業外収益 ・事業外費用 ・特別収益 ・特別費用 ・法人税、住民税及び事業税負担額 ・複数の障害福祉サービス事業の有無 ・障害福祉サービス等事業以外の事業の有無(医療、介護、その他) ・医療における事業収入 ・医療における臨床入院患者数 ・医療における外来患者数 ・介護サービスにおける事業収益 ・介護サービスにおける臨床利用患者数 ・就労支援事業・授産事業収益 ・措置費収益 ・その他の事業における収益 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1198 1184 1576 1329">ハ 事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項</td><td data-bbox="1583 1184 1971 1329"> 職種別の職員数・職員給与の状況 ・入力単位 ・常勤・非常勤ごとの把握状況 ・職種別の常勤職員の数 ・職種別の常勤職員の給与 ・職種別の非常勤職員の数 ・職種別の非常勤職員の給与 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1198 1329 1576 1358">ニ その他必要な事項</td><td data-bbox="1583 1329 1971 1358"></td></tr> </tbody> </table>	障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知	第六十五条の九の八	経営情報	第三項 毎会計年度が終了したとき 次に掲げる事項に関するもの(次条において「経営情報」という。)	8. 経営情報	イ 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報	事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報 ・法人番号 ・会計年度 ・決算月 ・会計期間 ・法人等の採用している会計基準 ・消費税の経理方式 ・サービスの種類	ロ 事業所又は施設の収益及び費用の内容	事業所又は施設の収益及び費用の内容 ・会計の区分状況 ・会計期間 ・障害福祉サービス等事業収益 ・障害福祉サービス等事業費用 ・事業外収益 ・事業外費用 ・特別収益 ・特別費用 ・法人税、住民税及び事業税負担額 ・複数の障害福祉サービス事業の有無 ・障害福祉サービス等事業以外の事業の有無(医療、介護、その他) ・医療における事業収入 ・医療における臨床入院患者数 ・医療における外来患者数 ・介護サービスにおける事業収益 ・介護サービスにおける臨床利用患者数 ・就労支援事業・授産事業収益 ・措置費収益 ・その他の事業における収益	ハ 事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項	職種別の職員数・職員給与の状況 ・入力単位 ・常勤・非常勤ごとの把握状況 ・職種別の常勤職員の数 ・職種別の常勤職員の給与 ・職種別の非常勤職員の数 ・職種別の非常勤職員の給与	ニ その他必要な事項	
障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知																														
第六十五条の九の八	経営情報																														
第三項 毎会計年度が終了したとき 次に掲げる事項に関するもの(次条において「経営情報」という。)	8. 経営情報																														
イ 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報	事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報 ・法人番号 ・会計年度 ・決算月 ・会計期間 ・法人等の採用している会計基準 ・消費税の経理方式 ・サービスの種類																														
ロ 事業所又は施設の収益及び費用の内容	事業所又は施設の収益及び費用の内容 ・会計の区分状況 ・会計期間 ・障害福祉サービス等事業収益 ・障害福祉サービス等事業費用 ・事業外収益 ・事業外費用 ・特別収益 ・特別費用 ・法人税、住民税及び事業税負担額 ・複数の障害福祉サービス事業の有無 ・障害福祉サービス等事業以外の事業の有無(医療、介護、その他) ・医療における事業収入 ・医療における臨床入院患者数 ・医療における外来患者数 ・介護サービスにおける事業収益 ・介護サービスにおける臨床利用患者数 ・就労支援事業・授産事業収益 ・措置費収益 ・その他の事業における収益																														
ハ 事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項	職種別の職員数・職員給与の状況 ・入力単位 ・常勤・非常勤ごとの把握状況 ・職種別の常勤職員の数 【削除】 ・職種別の非常勤職員の数 【削除】																														
ニ その他必要な事項																															
障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知																														
第六十五条の九の八	経営情報																														
第三項 毎会計年度が終了したとき 次に掲げる事項に関するもの(次条において「経営情報」という。)	8. 経営情報																														
イ 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報	事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報 ・法人番号 ・会計年度 ・決算月 ・会計期間 ・法人等の採用している会計基準 ・消費税の経理方式 ・サービスの種類																														
ロ 事業所又は施設の収益及び費用の内容	事業所又は施設の収益及び費用の内容 ・会計の区分状況 ・会計期間 ・障害福祉サービス等事業収益 ・障害福祉サービス等事業費用 ・事業外収益 ・事業外費用 ・特別収益 ・特別費用 ・法人税、住民税及び事業税負担額 ・複数の障害福祉サービス事業の有無 ・障害福祉サービス等事業以外の事業の有無(医療、介護、その他) ・医療における事業収入 ・医療における臨床入院患者数 ・医療における外来患者数 ・介護サービスにおける事業収益 ・介護サービスにおける臨床利用患者数 ・就労支援事業・授産事業収益 ・措置費収益 ・その他の事業における収益																														
ハ 事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項	職種別の職員数・職員給与の状況 ・入力単位 ・常勤・非常勤ごとの把握状況 ・職種別の常勤職員の数 ・職種別の常勤職員の給与 ・職種別の非常勤職員の数 ・職種別の非常勤職員の給与																														
ニ その他必要な事項																															

「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」の一部改正について」の正誤及び令和8年度における障害福祉サービス等事業者経営情報(令和7年度決算情報)の報告時期について 別紙2

		R7年度												R8年度												備考		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4※注4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	報告期間①	報告期間②	報告期間③
基本情報・運営情報	全法人共通	報告期間												報告期間												-	-	-
経営情報	1月決算					報告期間① ※注1								報告期間② ※注5												令和7年1月決算の報告	令和8年1月決算の報告	-
	2月決算					報告期間① ※注2								報告期間② ※注5												令和7年2月決算の報告	令和8年2月決算の報告	-
	3月決算					報告期間①								報告期間②												令和7年3月決算の報告	令和8年3月決算の報告	-
	4月決算													報告期間②												令和7年4月決算の報告	令和8年4月決算の報告	-
	5月決算													報告期間②												令和7年5月決算の報告	令和8年5月決算の報告	-
	6月決算													報告期間②												令和7年6月決算の報告	令和8年6月決算の報告	-
	7月決算													報告期間②												令和7年7月決算の報告	令和8年7月決算の報告	-
	8月決算													報告期間②												令和7年8月決算の報告	令和8年8月決算の報告	-
	9月決算													報告期間②												令和7年9月決算の報告	令和8年9月決算の報告	-
	10月決算													報告期間②												令和7年10月決算の報告	令和8年10月決算の報告	-
	11月決算													報告期間②												令和7年11月決算の報告	令和8年11月決算の報告	-
	12月決算					報告期間① ※注3								報告期間② ※注5											報告期間③	令和6年12月決算の報告	令和7年12月決算の報告	令和8年12月決算の報告

※ 注1: 令和8年2月より、システム上、入力する画面には、会計年度が「2025年度」と表示されますが、令和8年3月末までに「令和6年度(2024年度)決算情報」を入力してください。また、「令和7年度(2025年度)決算情報」については、令和8年4月～6月の間に入力してください。

※ 注2: 令和8年3月より、システム上、入力する画面には、会計年度が「2025年度」と表示されますが、令和8年3月末までに「令和6年度(2024年度)決算情報」を入力してください。また、「令和7年度(2025年度)決算情報」については、令和8年4月～6月の間に入力してください。

※ 注3: 令和8年1月より、システム上、入力する画面には、会計年度が「2025年度」と表示されますが、令和8年3月末までに「令和6年度(2024年度)決算情報」を入力してください。また、「令和7年度(2025年度)決算情報」については、令和8年4月～6月の間に入力してください。

※ 注4: 令和8年4月当初時点で、会計年度が「2025年度」として報告されている情報は、会計年度が「2024年度」として報告されたものとなるように、システム側で一括してデータ移行を行いますので、注1～3において、会計年度が「2025年度」と表示されている状態であっても、「令和6年度(2024年度)決算情報」を入力し、報告期限を迎えた後は、「2024年度」に報告されたものとして扱われます。

※ 注5: 注4に記載の処理を行うため、決算月が12月～2月の事業所における「令和7年度(2025年度)決算情報」の報告期間の一部が「令和6年度(2024年度)決算情報」の報告期間と重複してしまうため、特例措置として「令和7年度(2025年度)決算情報」に限り、その報告期間を令和8年4月～6月の3月間とします。